

議員提出議案第1号

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成29年6月23日提出

提出者

亀山市議会議員 今岡翔平

賛成者

亀山市議会議員 高島真

同 前田耕一

同 小坂直親

亀山市議会議長 中村嘉孝様

別紙

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書

米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が「これでは作り続けられない」という状況が生まれています。また、「安いコメ」の定着によって、生産者だけでなくコメの流通業者の経営も立ちいかない状況となっています。

こうした中で、政府は、農地を集積し、大規模・効率化を図ろうとしていますが、この低米価では、規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねません。

平成22年に始まった「農業者戸別所得補償制度」は、米の生産数量目標を達成した販売農家に対して、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）との差額を基本に「直接支払い（10a当たり15,000円）」を交付することにより、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。

平成25年度からは「経営所得安定対策」に切り替わり、米については、平成26年産米から10a当たり7,500円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域が一層疲弊しています。しかも、この制度も平成30年産米から廃止されようとしています。

これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田の持つ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にしてしまうことは明らかです。

そこで、今こそ、欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要であると考えます。そうした観点から、当面、生産費を補う農業者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めます。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記

1. 農業者戸別所得補償制度を復活させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年6月23日

三重県亀山市議会議長 中村 嘉孝

内閣総理大臣	安 倍 晋 三	様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎	様
農林水産大臣	山 本 有 二	様
衆 議 院 議 長	大 島 理 森	様
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一	様